平成２５年（フ）第６５２号
横浜市青葉区市ケ尾町479番地１　コーポヒルハウスＢ202
破産者　片岡辰行こと　方　　辰行
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３６号
長野県上田市上田2079番地１　カサデフローラ201号
破産者　吉田　美紀（旧姓宮下）
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４２号
岐阜県高山市旭ケ丘町121番地
破産者　長尾　典男
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
神戸市西区神出町五百蔵142番地の146
破産者　森　　敏幸
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６号
愛知県安城市桜井町阿原13―１コーポ　ＳＡＫＵＲＡⅡ　Ａ２－５、住民票上の住所和歌山県新宮市野田８番15号
破産者　田中耕一郎
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第７７号
福岡県久留米市国分町1060セジュール国分202、住民票上の住所山口県周南市室尾１丁目２番10号
破産者　中本　　博
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第３０８号
香川県仲多度郡多度津町道福寺99、住民票上の住所香川県高松市香川町浅野3131番地９
破産者　丸岡　宏貴
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４９２号
高知市福井東町６番11号　新福井荘Ｄ
破産者　齋藤　明久
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２号
熊本県山鹿市石772番地１
破産者　森川　明浩
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
宮崎市大字恒久1557番地３　恒久マンションＡ棟305号
破産者　尾崎　建二
１　決定年月日　平成25年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１５９６２号
東京都小平市花小金井６丁目30―11―205、開始決定時の住所東京都渋谷区初台１丁目31―９　初台31番館301
破産者　朝倉　　亨
１　決定年月日　平成25年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３３４号
東京都千代田区神田美土代町11番１号
破産者　株式会社サンシール
１　決定年月日　平成25年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７８１号
神奈川県藤沢市川名844―１―106
破産者　鳥居　良治
１　決定年月日　平成25年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３２３号
埼玉県川越市山田1621番地１
破産者　株式会社モンド・アーキテクト
１　決定年月日　平成25年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３４０号
東京都荒川区西尾久４丁目６番11号
破産者　合資会社菅野木工所
１　決定年月日　平成25年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７１４号
埼玉県越谷市蒲生２丁目４―32
破産者　佐藤　昭裕
１　決定年月日　平成25年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９５１号
東京都江東区塩浜１丁目１―13―708
破産者　高橋　浩一
１　決定年月日　平成25年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１７２号
埼玉県朝霞市浜崎１丁目２番10号、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区前野町６丁目７番３号
破産者　高千穂電線株式会社
１　決定年月日　平成25年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２４６４号
神奈川県川崎市宮前区東有馬１丁目８―９―102、開始決定時の住所東京都世田谷区大蔵６丁目８―20
破産者　中里　勝八
１　決定年月日　平成25年６月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部